

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	未熟児養育医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、未熟児養育医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

福知山市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	未熟児養育医療に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、入院養育を必要とする未熟児に対して養育医療費の給付に関する事務で、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【業務】 ①対象者の申請書の提出 ②対象者への養育医療券の発行
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)中間サーバーコネクタ
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育医療受給者特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第70項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42の項、第125の項、第161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部こども福祉課 〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地 電話 0773-24-7011

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む情報は、鍵のかかる場所で保管することを徹底しているほか、運用を工夫して、事務室外へ持ち出すことが原則発生しないような仕組みを作っていることから、漏洩等の対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 林田 恒宗	子育て支援課長 山路 智子	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 山路 智子	子育て支援課長 時井 博信	事後	
平成30年4月1日	I 5. ①部署	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子ども政策室	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 時井 博信	子育て包括担当次長 芦田 雅子	事後	
平成30年4月1日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月1日	I 8. 連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7011	福祉保健部子ども政策室 〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地 電話 0773-24-7011	事後	
令和1年5月17日	I 5. ②所属長	子育て包括担当次長 芦田 雅子	子育て包括・児童館担当次長	事後	
令和1年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年12月3日	公表日	令和元年5月31日	令和2年12月10日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	I 1. ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	公表日	令和2年12月10日	令和3年9月1日	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 【情報照会】 番号法第19条第7号	【情報提供】 番号法第19条第8号 【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日
令和7年7月31日	公表日	令和3年9月1日	令和7年7月31日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月31日	I 1. ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)中間サーバーコネクタ	事前	
令和7年7月31日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第49項	番号法第9条第1項 別表第70項	事後	
令和7年7月31日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二(第26項、第87項) 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二第70項	【情報提供】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42の項、第125の項、第161の項 【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第96の項	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①福祉保健部子ども政策室 ②子育て包括・児童館担当次長	①こども家庭部こども福祉課 ②こども福祉課長	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉保健部子ども政策室	こども家庭部こども福祉課	事後	
令和7年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 8. 人手を介在させる作業 9. 最も優先度が高いと考えられる対策		追記	事前	